

道路（市道） 占用申請書の提出における注意事項

◎適用条項

道路法（抜粋）

（道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
- (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

◎許可期間

一般的なもの 3年以内

公共的なもの 10年以内

◎提出書類（提出部数 2部）

- ①申請書 既定のものを使用する。
- ②案内図 縮尺1/2,500以上の案内図
- ③公図写し 占用箇所を朱色で明示する。
- ④平面図 求積を入れる（官民境界線を入れること。）
- ⑤断面図 官民境界を明示する。
- ⑥写真 2方向程度から遠景近景を撮影し朱色で占用箇所を明示する。

◆ 占用料減額・免除の対象であり、占用料の減額・免除を希望する場合

- ⑦道路占用料減免申請書 既定のものを使用する。

◎その他 連絡先（申請者・代理人の電話番号）を必ず記入すること。